

議案第72号

守谷市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに伴う関係条例の整理に関する条例

守谷市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月5日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
72号	1

守谷市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

(守谷市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市公営企業の設置等に関する条例(平成16年守谷市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業及び公共下水道事業」を「水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業」に改める。

第2条第2項中「汚水及び雨水を排除し、又は」を「汚水又は雨水を排除し、若しくは」に改め、「公共下水道事業」の次に「及び農業集落排水事業」を加える。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)」を「政令」に改め、同条を第5条とする。

第3条に次の1項を加える。

4 農業集落排水事業の処理区域等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 処理区域 守谷市の区域のうち守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年守谷町条例第9号)第3条の規定により定めた区域

(2) 処理人口 970人

(3) 1日最大計画処理水量 320立方メートル

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。

2 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。

(守谷市上下水道事業の名称を定める条例の一部改正)

第2条 守谷市上下水道事業の名称を定める条例(平成16年守谷市条例第19号)の一部を次のように改正する。

本則中「守谷市水道事業と守谷市公共下水道事業」を「守谷市水道事業、守谷市公共下水道事業及び守谷市農業集落排水事業」に改める。

(守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年守谷町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号、第9条第1項及び第3項、第13条第1項並びに第16条中「規則」を「規程」に改める。

第18条を次のように改める。

議案	頁数
72号	2

第18条 削除

第24条中「規則」を「規程」に改める。

(守谷市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正)

第4条 守谷市農業集落排水処理施設使用料条例（平成12年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「規則」を「規程」に改める。

(守谷市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第5条 守谷市上下水道事業審議会条例（平成17年守谷市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の水道事業及び下水道」を「上下水道」に改める。

第2条中「の水道事業，公共下水道事業及び農業集落排水」を「上下水道」に改める。

(守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年守谷町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「上下水道事業運営審議会」を「上下水道事業審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

(法の全部を適用する日)

2 この条例による改正後の守谷市公営企業の設置等に関する条例第3条に規定する法の規定の全部を適用する日は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 公共下水道事業 平成17年4月1日

(2) 農業集落排水事業 令和5年4月1日

(守谷市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の廃止)

3 守谷市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例（平成16年守谷市条例第2号）は，廃止する。

(守谷市農業集落排水事業特別会計条例の廃止)

4 守谷市農業集落排水事業特別会計条例（平成22年守谷市条例第3号）は，廃止する。

議案	頁数
72号	3

提案理由（議案第72号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日から守谷市農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い、関係条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
72号	4

守谷市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は，地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき，守谷市が公営企業として経営する<u>水道事業，公共下水道事業及び農業集落排水事業</u>（以下「公営企業」という。）の設置等について定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民等に供給するため，水道事業を設置する。</p> <p>2 <u>汚水又は雨水を排除し，若しくは処理するため，公共下水道事業及び農業集落排水事業を設置する。</u></p> <p><u>（法の全部適用）</u></p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定により，公共下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>2 <u>法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により，農業集落排水事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>（経営の基本）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は，地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき，守谷市が公営企業として経営する<u>水道事業及び公共下水道事業</u>（以下「公営企業」という。）の設置等について定めることを目的とする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 生活用水その他の浄水を市民等に供給するため，水道事業を設置する。</p> <p>2 <u>汚水及び雨水を排除し，又は</u> 処理するため，公共下水道事業<u>_____</u>を設置する。</p> <p>（新設）</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 （略）</p>

72号	議案
5	頁数

2及び3 (略)

4 農業集落排水事業の処理区域等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 処理区域 守谷市の区域のうち守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成8年守谷町条例第9号）第3条の規定により定めた区域

(2) 処理人口 970人

(3) 1日最大計画処理水量 320立方メートル

(組織)

第5条 法第7条ただし書及び政令

第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。

2 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

2及び3 (略)

(新設)

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）

第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。

2 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

72号	議案
6	页数

守谷市上下水道事業の名称を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>守谷市水道事業，守谷市公共下水道事業及び守谷市農業集落排水事業を総称して守谷市上下水道事業と称する。</p>	<p>守谷市水道事業と守谷市公共下水道事業 総称して守谷市上下水道事業と称する。</p>

議案 72号	頁数 7
-----------	---------

守谷市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>（排水設備の新設等の基準）</p> <p>第6条 使用者が排水設備を新設し，増設し，又は改築（以下「新設等」という。）しようとするときは，次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）排水設備を公共ます等に固着させるときは，排水施設の機能を妨げ，又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市の<u>規程</u>で定めるものによること。</p> <p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第9条 排水設備等の新設等の工事を行った者は，その工事を完了したときは，<u>規程</u>で定めるところによりその旨を市長に届け出て，市職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の検査済証の様式は，<u>規程</u>で定める。</p> <p>（汚水排水の制限）</p> <p>第13条 使用者は，生活排水以外の汚水（排水施設の機能を妨げ，又はその施設を損傷するおそれのある汚水）を排除しようとするときは，あらかじめ当該汚水の量及び水質を<u>規程</u>で定めるところにより，市長に届</p>	<p>（排水設備の新設等の基準）</p> <p>第6条 使用者が排水設備を新設し，増設し，又は改築（以下「新設等」という。）しようとするときは，次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）排水設備を公共ます等に固着させるときは，排水施設の機能を妨げ，又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で市の<u>規則</u>で定めるものによること。</p> <p>（排水設備等の工事の検査）</p> <p>第9条 排水設備等の新設等の工事を行った者は，その工事を完了したときは，<u>規則</u>で定めるところによりその旨を市長に届け出て，市職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の検査済証の様式は，<u>規則</u>で定める。</p> <p>（汚水排水の制限）</p> <p>第13条 使用者は，生活排水以外の汚水（排水施設の機能を妨げ，又はその施設を損傷するおそれのある汚水）を排除しようとするときは，あらかじめ当該汚水の量及び水質を<u>規則</u>で定めるところにより，市長に届</p>

72号	議案
8	页数

け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者は、排水施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ規程で定めるところにより、市長に届け出なければならない。使用者の変更又は使用者の氏名等を変更したときも、同様とする。

第18条 削除

(委任)

第24条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

け出なければならない。

(使用開始等の届出)

第16条 使用者は、排水施設の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。使用者の変更又は使用者の氏名等を変更したときも、同様とする。

(管理の委託)

第18条 市長は、排水施設の目的を効果的に達成するため、その管理の一部を委託することができる。

(委任)

第24条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

72号	議案
9	頁数

守谷市農業集落排水処理施設使用料条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
<p>（委任） 第6条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>	<p>（委任） 第6条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

議案	72号
頁数	10

守谷市上下水道事業審議会条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 守谷市<u>上下水道</u>_____事業の円滑な運営を図るため、守谷市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、守谷市<u>上下水道</u>_____事業の運営に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 守谷市<u>の水道事業及び下水道事業</u>の円滑な運営を図るため、守谷市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、守谷市<u>の水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業</u>の運営に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p>

議案	72号
頁数	11

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正								現行							
別表第3（第9条，第10条，第14条関係）								別表第3（第9条，第10条，第14条関係）							
区分	職名	報酬 区分	報酬	車賃 (1 キロ メートル につき)	宿泊料（1夜 につき）		食卓 料 (1 夜に つき)	区分	報酬	報酬	車賃 (1 キロ メートル につき)	宿泊料（1夜 につき）		食卓 料 (1 夜に つき)	
					甲地方	乙地方						甲地方	乙地方		
執行 機関	(略)							執行 機関	(略)						
附属 機関	(略)							附属 機関	(略)						
	上下	会長	日額	7, 9 60	11,	11,	2,								
	水道			00	600	600	40					00	600	600	40
	事業						0							0	
	審議	委員	日額	7, 0 60	11,	11,	2,								
	運営	委員	日額	7, 0 60	11,	11,	2,								

72号	議案
12	页数

	会			00		600	600	40	
								0	
補助 機関	(略)								

	審議 会			00		600	600	40	
								0	
補助 機関	(略)								

議案 72号	頁数 13
-----------	----------